

「危機管理室緊急自動車（アウトランダー）の継続検査（車検）」 仕様書

1 概要

道路運送車両法第 48 条に規定する定期点検整備及び同法 62 条に規定する継続検査（車検）並びに必要事務の代行等

2 対象車両

別添「自動車検査証」（写）のとおり

3 内容

- (1) 道路運送車両法第 48 条に規定する定期点検整備及び同法第 62 条に規定する継続検査（車検）
- (2) 次の部品交換
 - ① エンジンオイル
 - ② ドレン・ガスケットキット
 - ③ オイルエレメント
 - ④ エアコンフィルター
 - ⑤ フロント・リア ワイパー・ブレード
 - ⑥ ウォッシャー液
 - ⑦ ブレーキフルード
 - ⑧ タイヤローテーションバランス調整
 - ⑨ その他部品交換が必要と判断されるもの
- (3) 検査登録申請等の当該車検に係る必要な事務の代行
- (4) 自動車損害賠償保障法に規定する責任保険の契約締結に関する事務
（発注者は、受注者が代理店となっている保険会社と上記保険契約を締結する。）
 - ・ 保険期間：24 か月ただし、保険期間の始期は、現契約保険期間の終期からとする。
- (5) (4) の保険料及び自動車重量税の支払い代行

【特記事項】

※自動車重量税及び(4)の保険料については、本契約金額に含まれる。

※次の車検及び整備に関する費用については、すべて本契約金額に含むものとする。

- ・ (1) (2) の点検整備等に係る費用
- ・ (3) 及び(5) の代行手数料及び検査登録申請手数料(印紙代)

※本仕様書に基づく整備等により、当該車両の安全及び機能を維持するうえで修理、交換等を必要とする個所を発見した場合は、速やかに発注者に報告を行うこと。

4 履行期間

契約日～令和7年12月12日（金）

※車両継続検査実施日については担当者と別途相談のうえ決定するものとする。

5 履行場所

本市指定場所

6 特記事項及び特記仕様書

別添の「暴力団等の排除に関する特記仕様書」、「不適切な契約事案の再発防止対策における特記仕様書」、「公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書」、「再委託に関する特記事項」、「不適切な契約事案の再発防止対策における特記仕様書」、「生成AI利用に関する特記仕様書」を遵守すること。

7 その他

発注者の了承を得て同等の機能を持つ代車を用意すること。車検は、当室から当該車両を引き渡し、整備工場にて点検・整備を行い、点検・整備を終えた後に受注者から当室に連絡し、当室が代車と引き換えに当該車両を受領する。

8 事業担当

大阪市危機管理室危機管理課

〒530-8201

大阪市北区中之島1-3-20

電話番号：06-6208-7386

FAX番号：06-6202-3776

担当者：山本

(別添)

A

記録年月日 令和 5年 12月 14日

自動車検査証記録事項

613230396231

1. 基本情報											
自動車登録番号又は車両番号		なにわ 800 せ 5603									
車台番号		GNOW-0308307									
登録年月日/交付年月日		令和 5年 12月 14日		初度登録年月		令和 5年 12月		有効期間の満了する日		令和 7年 12月 13日	
2. 所有者・使用者情報											
所有者の氏名又は名称		大阪市危機管理室									
所有者の住所		大阪府大阪市北区中之島1丁目3-20 [27001 0503]									
使用者の氏名又は名称		***									
使用者の住所		***									
使用の本拠の位置		***									
3. 車両詳細情報											
車名		三菱 [313]									
型式		5LA-GNOW				原動機の型式		4B12-S91-YA1			
自動車の種別		普通		用途		特種		自家用・事業用の別		自家用	
車体の形状		公共応急作業車 [570]				乗車定員		5人		最大積載量 - kg	
車両重量		2030 kg		車両総重量		2305 kg		長さ		471 cm	
前後軸重		1120 kg		前後軸重		- kg		後前軸重		- kg	
燃料の種類		ガソリン・電気				型式指定番号		類別区分番号		186 cm	
高さ		189 cm		総排気量又は定格出力		2.35 kW		L			
4. 備考											
【なにわ】、新規登録 自動車重量税 免税 【令和5年度税制】令和5年12月14日 新規登録 免税措置済み 次回継続検査時の免税対象車 OBD検査対象車 【OBD検査開始年月日】令和6年10月1日 使用車種規制 (NOx・PM) 対象外特種自動車。 プラグインハイブリッド車 平成28年騒音規制車、騒音カテゴリ M1A2A 近接排気騒音値 74 dB, 測定回転数 3,750 rpm (旧基準適用時測定回転数 3,750 rpm) マフラー加速騒音規制適用車 この自動車は、使用者の事業により特種用途に該当 【型式・類別】20268・0001 以下余白											

【注意事項】

記録事項はシステム登録時点の情報となります

車両ID T9473HV7126077



A26-86280(6) 增202309

暴力団等の排除に関する特記事項

1 暴力団等の排除について

- (1) 発注者は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 8 条第 1 項第 6 号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。
- (2) 発注者は、条例第 8 条第 1 項第 7 号に基づき、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。
- (3) 受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (4) 受注者は、下請負人等に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (5) 第 1 号及び第 2 号の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の 100 分の 20 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (6) 受注者及び下請負人等は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (7) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (8) 受注者は第 6 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (9) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の危機管理室危機管理課（連絡先：０６－６２０８－７３８８）に報告しなければならない。

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（危機管理室危機管理課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（危機管理室危機管理課）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

再委託に関する特記事項

1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

4 受注者は、第3項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。

5 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

6 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること